

・ 老朽民間社会福祉施設の整備について（平成17年10月5日社援発第1005005号）

新旧対照表

改 正 後	現 行
社援発第1005005号 平成17年10月5日 第一次改正 社援発第0215001号 平成19年2月15日 第二次改正 社援発0721第6号 平成23年7月21日 第三次改正 社援発0325第21号 平成28年3月25日 第四次改正 社援発0330第7号 令和3年3月30日	社援発第1005005号 平成17年10月5日 第一次改正 社援発第0215001号 平成19年2月15日 第二次改正 社援発0721第6号 平成23年7月21日 第三次改正 社援発0325第21号 平成28年3月25日 第四次改正 社援発0330第7号 令和3年3月30日
一部改正 社援発0726第17号 令和5年7月26日	

改 正 後	現 行
<p data-bbox="129 220 398 352">都道府県知事 各 指定都市市長 殿 中核市市長</p> <p data-bbox="577 475 1064 507">厚生労働省社会・援護局長</p> <p data-bbox="383 679 837 711">老朽民間社会福祉施設の整備について</p> <p data-bbox="100 831 1120 1270">社会福祉法人が設置する社会福祉施設の老朽化に伴う改築整備（以下「老朽民間社会福祉施設整備」という。）については、昭和38年度から年次計画によりその整備の促進を図っているところであるが、現在もなお、老朽の程度の著しい民間社会福祉施設が相当数残されていることに鑑み、引き続きその整備の促進を図っていくこととしており、この補助金の交付については、平成17年10月5日厚生労働省発社援第1005003号厚生労働事務次官通知「社会福祉施設等施設整備費の国庫補助について」（以下、「交付要綱」という。）により行うこととされているが、その取扱いに当たっては交付要綱によるほか、次によることとし、平成18年4月1日から適用することとしたので、管内社会福祉法人等に周知徹底を図るよう配慮願いたい。</p> <p data-bbox="100 1289 1120 1374">なお、平成3年11月25日社施発第117号「老朽民間社会福祉施設の整備について」は廃止する。</p>	<p data-bbox="1167 220 1435 352">都道府県知事 各 指定都市市長 殿 中核市市長</p> <p data-bbox="1615 475 2101 507">厚生労働省社会・援護局長</p> <p data-bbox="1420 679 1874 711">老朽民間社会福祉施設の整備について</p> <p data-bbox="1142 831 2161 1270">社会福祉法人が設置する社会福祉施設の老朽化に伴う改築整備（以下「老朽民間社会福祉施設整備」という。）については、昭和38年度から年次計画によりその整備の促進を図っているところであるが、現在もなお、老朽の程度の著しい民間社会福祉施設が相当数残されていることに鑑み、引き続きその整備の促進を図っていくこととしており、この補助金の交付については、平成17年10月5日厚生労働省発社援第1005003号厚生労働事務次官通知「社会福祉施設等施設整備費の国庫補助について」（以下、「交付要綱」という。）により行うこととされているが、その取扱いに当たっては交付要綱によるほか、次によることとし、平成18年4月1日から適用することとしたので、管内社会福祉法人等に周知徹底を図るよう配慮願いたい。</p> <p data-bbox="1142 1289 2161 1374">なお、平成3年11月25日社施発第117号「老朽民間社会福祉施設の整備について」は廃止する。</p>

改 正 後	現 行
<p>1 老朽民間社会福祉施設整備の趣旨</p> <p>老朽民間社会福祉施設整備は、老朽化が著しく火災等の災害の発生の危険性が大きいものなど入所者の防災対策上、万全を期し難いものについて、入所者の安全性を確保する必要があることから、これを促進するため、国庫補助に当たって優先的に採択する。また、社会福祉法人がこの整備に係る費用を独立行政法人福祉医療機構から借入れた場合、この借入金については利子を徴しないこととする。</p> <p>2 老朽民間社会福祉施設整備の対象施設</p> <p>この整備の対象となるのは、社会福祉法人が設置する（１）に定める施設であつて、（２）に定める期間内に整備するもの。</p> <p>（１）対象となる社会福祉施設等 （対象施設）</p> <p><u>（削除）</u></p> <p><u>ア</u> 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する障害福祉サービス事業所又は障害者支援施設</p> <p><u>イ</u> 生活保護法に規定する救護施設、更生施設又は宿所提供施設</p> <p><u>ウ</u> <u>売春防止法に規定する婦人相談所一時保護所又は婦人保護施設</u></p> <p>（２）適用期間</p> <p>令和３年度から令和７年度（５年計画）</p> <p>3 対象事業</p> <p>（略）</p>	<p>1 老朽民間社会福祉施設整備の趣旨</p> <p>老朽民間社会福祉施設整備は、老朽化が著しく火災等の災害の発生の危険性が大きいものなど入所者の防災対策上、万全を期し難いものについて、入所者の安全性を確保する必要があることから、これを促進するため、国庫補助に当たって優先的に採択する。また、社会福祉法人がこの整備に係る費用を独立行政法人福祉医療機構から借入れた場合、この借入金については利子を徴しないこととする。</p> <p>2 老朽民間社会福祉施設整備の対象施設</p> <p>この整備の対象となるのは、社会福祉法人が設置する（１）に定める施設であつて、（２）に定める期間内に整備するもの。</p> <p>（１）対象となる社会福祉施設等 （対象施設）</p> <p><u>ア</u> <u>児童福祉法に規定する障害児入所施設（同法第４２条第１号に規定する福祉型障害児入所施設及び同法同条第２号に規定する医療型障害児入所施設）</u></p> <p><u>イ</u> 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する障害福祉サービス事業所又は障害者支援施設</p> <p><u>ウ</u> 生活保護法に規定する救護施設、更生施設又は宿所提供施設</p> <p>（２）適用期間</p> <p>令和３年度から令和７年度（５年計画）</p> <p>3 対象事業</p> <p>この整備の対象となる事業は、次の通りである。</p>

改 正 後	現 行
<p>4 国庫補助基準</p> <p>(1) 本体工事費</p> <p><u>交付要綱</u>の別表1-1、別表1-2、<u>別表1-3又は別表1-4</u>に定めるところによるものとする。</p> <p>ただし、当該施設の用に供することのできる部分であって、3による対象事業とならない部分については、原則としてこれを控除する等の調整を行う。</p>	<p>(1) 木造による施設の場合</p> <p>別紙1に掲げる算定方法によって得た数（以下「老朽度数」という。）が当該各施設の居室について、別表の右欄に掲げる基準定員を満たす居室とするための施設の改築整備事業（1施設で2以上の建物（棟）がある場合には、個々の建物（棟）を単位としてその一部の改築を含む。以下同じ。）にあつては、5,500点以下をそれ以外にあつては4,500点以下のものを施設の改築整備事業とする。</p> <p>(2) ブロック造りによる施設の場合</p> <p>施設が建設された年度から起算した当該施設の経過期間が申請年度において、トラスが鉄製のものについては30年、その他のものについては、25年を経過したもの、又は、別紙2に定めるところにより算定して得た現存率が70%以下のものとする。</p> <p>(3) 鉄筋コンクリート造りによる施設の場合</p> <p>施設が建設された年度から起算した当該施設の経過期間が申請年度において、50年を経過したもの、又は、別紙2に定めるところにより算定して得た現存率が70%以下のものとする。</p> <p>4 国庫補助基準</p> <p>(1) 本体工事費</p> <p><u>平成平成17年10月5日厚生労働省発社援第1005003号厚生労働事務次官通知の別紙「社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱」（以下「<u>交付要綱</u>」という。）</u>の別表1-1 <u>又は</u>別表1-2に定めるところによるものとする。</p> <p>ただし、当該施設の用に供することのできる部分であって、3による対象事業</p>

改 正 後	現 行
<p>(2) その他の工事費            交付要綱の別表 1-1、別表 1-2、<u>別表 1-3 又は別表 1-4</u>に定めるところによるものとする。            ただし(1)のただし書きの規定により調整が行われる場合は、その他の工事費についてもこれに見合う調整を行うことがある。            なお、この対象とならない工事費等について一般整備の改築対象として認める場合もあるので別途協議すること。</p> <p>5 独立行政法人福祉医療機構            (略)</p> <p>6 その他の取扱い            (略)</p> <p>別表</p>	<p>とならない部分については、原則としてこれを控除する等の調整を行う。</p> <p>(2) その他の工事費            交付要綱の別表 1-1 <u>又は</u>別表 1-2に定めるところによるものとする。            ただし(1)のただし書きの規定により調整が行われる場合は、その他の工事費についてもこれに見合う調整を行うことがある。            なお、この対象とならない工事費等について一般整備の改築対象として認める場合もあるので別途協議すること。</p> <p>5 独立行政法人福祉医療機構            老朽民間社会福祉施設整備に要する資金の法人自己負担額の全部又は一部については、独立行政法人福祉医療機構において同機構の定める貸付基準に基づき融資する。</p> <p>6 その他の取扱い            (1) 改築後転用を予定している施設又は利用率の低い施設については対象としないものであること。            (2) 対象とする施設は、社会福祉法人の設置に係るものであって、施設の経営実績、将来性及び当該法人の財源措置等が確実なものであること。</p> <p>別表</p>

改 正 後				現 行			
施 設 種 別		基 準 定 員		施 設 種 別		基 準 定 員	
		定 員	基 準 定 員 の 内 容			定 員	基 準 定 員 の 内 容
<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>児童福祉法</u>	<u>福祉型障害児入所施設</u> <u>医療型障害児入所施設</u>	<u>4人以下</u> <u>(乳幼児の</u> <u>みの場合6</u> <u>人以下)</u> <u>二</u>	<u>児童福祉法に基づく指定障</u> <u>害児入所施設の人員、設備</u> <u>及び運営に関する基準（平</u> <u>成24年2月3日厚生労働省令</u> <u>第16号）</u>
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	障害福祉サービス事業所  障害者支援施設	一  4人以下	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス <u>の</u> 事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年9月29日厚生労働省令第171号）  障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年9月29日厚生労働省令	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	障害福祉サービス事業所  障害者支援施設	一  4人以下	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年9月29日厚生労働省令第171号）  障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年9月29日厚生労働省令

改 正 後				現 行			
			第172号)				第172号)
生活保護法	救護施設 更生施設 宿所提供施設	4人以下 4人以下 1世帯以下	救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準 (昭和41年7月1日厚生省令第18号)	生活保護法	救護施設 更生施設 宿所提供施設	4人以下 4人以下 1世帯以下	救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する最低基準 (昭和41年7月1日厚生省令第18号)
売春防止法	婦人保護施設	4人以下	婦人保護施設の設備及び運営に関する基準 (平成14年3月27日厚生労働省令第49号)	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
別紙1 (略)				別紙1 (略)			
別紙2 (略)				別紙2 (略)			